

令和3年9月13日

釧路町立小・中学校 保護者 様

釧路町教育委員会

教育長 辻 川 尚 志

北海道の緊急事態宣言の延長を受けた教育活動等の取扱いについて（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃より釧路町の教育活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大抑止のため、9月30日（木）まで北海道の緊急事態宣言が延長されました。

つきましては、本町といたしましても、子どもたちの健康・安全を最優先に考え、感染拡大を防ぐ観点から、教育活動等の取扱いについて次のとおりといたしましたので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 期 間

8月27日（金）～9月30日（木）

2. 教育活動の取扱いについて

◇教育活動等の取扱いについては、前回の内容と変わらず、下記のとおりとなります。

- ・「学校の新しい生活様式（2021.4.28Ver6）」のレベル3に応じた感染症対策を徹底すると共に、集団で行う活動は避けるなど、感染リスクの高い教科活動は行いません。
- ・1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習等により、学びの保障を行います。
- ・集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修）は、実施を見合わせます。
- ・感染リスクが高い学校行事（学校祭等）は延期します。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は行います。
- ・部活動については、全道、全国大会に直結する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選すると共に、活動場所は自校内等、通常の練習場所に限定して実施し、それ以外は休止となります。少年団活動等は、それに準じていただきます。

3. その他

- ・期間以降の行事についても、それまでの取組が十分できないこと等を理由に、各校で判断し、延期もしくは縮小して実施することがありますことをご了承ください。

4. お願い

- ・発熱の有無に関わらず、お子様やご家族に風邪症状等が見られる場合は、登校せずに自宅で休養してください。
- ・お子様やご家族の方が、「陽性者」「濃厚接触者」「検査対象者」になった場合は、速やかに学校に連絡していただきますようお願いいたします。